

# 第219回一関市教育委員会定例会

日時：令和3年3月24日(水)

午後1時～3時

場所：一関市役所議会第1委員会室

## 1 開 会

## 2 議 事

- 議事日程第1 議案第 8号 教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて
- 議事日程第2 議案第 9号 押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議事日程第3 議案第10号 一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議事日程第4 議案第11号 一関市立小中学校学校評議員取扱規程の一部を改正する告示の制定について
- 議事日程第5 議案第12号 一関市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議事日程第6 議案第13号 一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議事日程第7 議案第14号 一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議事日程第8 議案第15号 一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

## 3 報 告

- (1) 令和3年度予算の概要(教育費等)について (資料No.1)
- (2) 令和3年市議会定例会 第83回2月通常会議代表質問・一般質問の状況について (資料No.2)
- (3) 行事報告及び4月行事予定について (資料No.3)

## 4 その他

- (1) 大東地域中学校統合に係る施設整備の要望について (資料No.4)
- (2) その他

## 5 閉 会

第219回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第8号	教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて
議案第9号	押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則の制定について
議案第10号	一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第11号	一関市立小中学校学校評議員取扱規程の一部を改正する告示の制定について
議案第12号	一関市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第13号	一関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第14号	一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第15号	一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

## 議案第8号

教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり教育機関の長を任命することについて、議決を求める。

### 1 任命

(1) 幼稚園（任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日）

職	氏名	備考
厳美幼稚園長	小山 範輝	再任
赤荻幼稚園長	千葉 敏之	再任
萩荘幼稚園長	藤野 清貴	再任
狐禅寺幼稚園長	千田 智明	再任
弥栄幼稚園長	皆上 聖一	再任
摺沢幼稚園長	芦 宏	再任

(2) 図書館（任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日）

職	氏名	備考
花泉図書館長	小山 克美	再任
大東図書館長	岩 渕 敏 郎	
千厩図書館長	村 上 和 広	再任
東山図書館長	鈴 木 康 之	再任
室根図書館長	三 浦 精 己	再任
藤沢図書館長	佐 藤 敬 悦	

(3) 博物館等（任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日）

職	氏名	備考
石と賢治のミュージアム館長	菅 原 淳	再任

令和3年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

教育機関の長の任期満了等に伴い、新たに任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則の構成

条	題名	所管課
第1条	一関市立小中学校管理運営規則（平成17年教育委員会規則第13号）	学校教育課
第2条	一関市立幼稚園管理運営規則（平成17年教育委員会規則第19号）	学校教育課
第3条	一関市博物館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第29号）	一関市博物館
第4条	一関市立学校施設の開放に関する規則（平成17年教育委員会規則第33号）	教育総務課
第5条	一関市文化財保護条例施行規則（平成17年教育委員会規則第34号）	文化財課

議案第9号

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則の制定について

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則

(一関市立小中学校管理運営規則の一部改正)

第1条 一関市立小中学校管理運営規則（平成17年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(一関市立幼稚園管理運営規則の一部改正)

第2条 一関市立幼稚園管理運営規則（平成17年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(一関市博物館管理運営規則の一部改正)

第3条 一関市博物館管理運営規則（平成17年教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(一関市立学校施設の開放に関する規則の一部改正)

第4条 一関市立学校施設の開放に関する規則（平成17年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(一関市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第5条 一関市文化財保護条例施行規則（平成17年教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式

第8号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号及び様式第16号中「㊟」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び行政サービスの効率的・効果的な提供に資するため、申請等の行政手続きにおける押印を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第10号

一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱の一部を改正する告示の制定  
について

一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定  
する。

令和3年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱の一部を改正する告示  
一関市教育委員会の共催及び後援に関する要綱（平成19年教育委員会告示第1号）の一  
部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。  
様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

### 理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び行政サービスの効率的・効果的な提供に資  
するため、申請等の行政手続きにおける押印を廃止しようとするものである。これが、こ  
の議案を提出する理由である。

## 議案第11号

一関市立小中学校学校評議員取扱規程の一部を改正する告示の制定について

一関市立小中学校学校評議員取扱規程の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立小中学校学校評議員取扱規程の一部を改正する告示

一関市立小中学校学校評議員取扱規程（平成18年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

### 理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び行政サービスの効率的・効果的な提供に資するため、申請等の行政手続きにおける押印を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第12号

一関市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会職員被服貸与規程（平成18年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号中「㊟」を削る。

### 理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び行政サービスの効率的・効果的な提供に資するため、申請等の行政手続きにおける押印を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号

一 関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

一 関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一 関市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

一 関市教育委員会代決専決規程（平成17年一関市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第2（第9条関係） 教育部参事の専決事項</p> <p>1 <u>支所地域における、学校統合及び通学区域に関すること。</u></p> <p>2 <u>支所地域における、統合により閉校した学校施設の活用に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>3 <u>支所地域における、教育委員会に係る総合計画に関すること。</u></p> <p>4 <u>支所地域における、職員以外の者の出張命令及び復命書の査閲に</u> <u>関すること。</u></p>	<p>別表第2（第9条関係） 教育部参事の専決事項</p> <p>1 支所地域における職員以外の者の出張命令及び復命書の査閲に 関すること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 理由

### 1 支所地域における学校統合及び通学区域に関すること

(1) 学校統合に関することについては、教育委員会から市長部局への補助執行事務であるもの。

(2) 通学区域に関することについては、「市立学校通学区域調整審議会」の審議後の教育長の決裁事項であるもの。

### 2 支所地域における統合により閉校した学校施設の活用に関すること

閉校した学校施設の活用に関すること（施設管理）については、1の(1)と同様に補助執行事務であるもの。

### 3 支所地域における教育委員会に係る総合計画に関すること

総合計画に関する事務については教育長の決裁事項であるもの。

以上が、この議案を提出する理由である。

議案第14号

一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和3年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部を改正する訓令

一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程（平成21年一関市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校教育課の分掌事務) 第2条 (1)～(4) [略]	(学校教育課の分掌事務) 第2条 (1)～(4) [略] <u>(5) 一関市児童生徒就学援助費に関すること。</u> <u>(6) 一関市特別支援教育就学奨励費に関すること。</u> <u>(7) 一関市立学校英語検定料助成金に関すること。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

理由

一関市児童生徒就学援助費に関すること等の事務について、学校教育課の分掌事務に加えるため、所要の改正を行おうとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号

一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市文化財調査委員の任命をすることについて議決を求める。

1 任命(発令:令和3年4月1日付け、任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日)

No.	氏名	住所	選出区分	専門分野	備考
1	千葉 信胤	一関市	全市枠	民俗(民俗芸能)	新任
2	工藤 武	一関市	全市枠	考古(中世)	
3	佐藤 好	一関市	全市枠	天然記念物(植物)	新任
4	菊池 薫	一関市	全市枠	建築	
5	大島 晃一	一関市	全市枠	歴史(近世)	
6	高橋 龍夫	一関市	地域枠	歴史(考古)	
7	佐藤 剛一	一関市	地域枠	歴史、郷土史	
8	西 幸子	一関市	地域枠	歴史	
9	佐々木繁喜	一関市花泉町	地域枠	地質、考古	
10	山川 純一	一関市花泉町	地域枠	考古	新任
11	及川 雅晴	一関市大東町	地域枠	民俗、郷土史	
12	佐野 修弘	一関市大東町	地域枠	歴史	
13	穴戸 久夫	一関市千厩町	地域枠	歴史、郷土史	
14	菅原 良太	一関市千厩町	地域枠	歴史、郷土史	
15	菅原 文男	一関市東山町	地域枠	歴史、民俗	
16	千葉 栄一	一関市室根町	地域枠	歴史、郷土史	
17	海野 哲彦	一関市川崎町	地域枠	歴史、郷土史	
18	八巻 徹	一関市藤沢町	地域枠	歴史、郷土史	
19	熊谷 忠良	一関市藤沢町	地域枠	歴史	

令和3年3月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

委員の任期満了に伴い任命しようとするものである。これがこの議案を提出する理由である。

※ 一部抜粋

○一関市文化財保護条例

平成17年 9 月20日

条例第96号

改正 平成23年 9 月22日条例第36号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
  - 第 2 章 市指定有形文化財（第 4 条—第20条）
  - 第 3 章 市指定無形文化財（第21条—第26条）
  - 第 4 章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財（第27条—第32条）
  - 第 5 章 市指定史跡名勝天然記念物（第33条—第37条）
  - 第 6 章 市選定保存技術（第38条—第42条）
  - 第 7 章 文化財調査委員（第43条—第46条）
  - 第 8 章 補則（第47条）
  - 第 9 章 罰則（第48条—第51条）
- 附則

第 7 章 文化財調査委員

（文化財調査委員）

第43条 教育委員会に一関市文化財調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

第44条 調査委員は、市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

第45条 調査委員の定員は、20人以内とする。

第46条 調査委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査委員は、非常勤とする。